

令和2年度原子力規制委員会
第9回会議議事録

令和2年6月10日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第9回会議

令和2年6月10日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項（案）
について
- 議題2：クリアランス規則の制定案等に対する意見募集の結果及び放射線審議会への諮
問について
- 議題3：原子力規制検査の継続的改善に向けた今後の取組みについて
- 議題4：継続的な安全性向上のための新たなアプローチの検討について
- 議題5：経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会における議論の状
況について（中間報告）
- 議題6：令和元年度第4四半期における専決処理について

○更田委員長

それでは、これより第9回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における調査審議事項（案）について」。説明は森下原子力規制企画課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。資料1に基づいて説明いたします。

炉安審（原子炉安全専門審査会）・燃安審（核燃料安全専門審査会）の調査審議事項につきましては、本年5月28日の原子力規制委員会で御議論いただきましたけれども、それを踏まえて案を作成しましたので審議いただきたいというものであります。

なお書きに書いておりますけれども、本年5月の原子力規制委員会で指摘のありました自然ハザード全般に関しての情報収集、分析等の取扱いにつきましては別途検討しておりますので、また後日、原子力規制委員会に諮ることとさせていただきたいと思っております。

2ページ目、別添でございますけれども、「調査審議事項（案）」といたしまして5項目。

1. は、国内外で発生した事故・トラブル、海外の規制動向について。

2. につきましては、今年1月に実施された「IRRS（IAEAの総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論も含む）」を受けた原子力規制委員会の対応状況について。

3. ですけども、今年4月に施行されました新しい原子力規制検査制度の実施状況について。

4. ですけども、発電用原子炉設置者が行う安全性向上評価（FSAR）について事業者から聴取し、その活用方法に関して助言をする。

5. ですけども、発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価ということで、5. につきましては炉安審に対してのみの指示ですけども、以上5項目を調査審議事項として決定していただければということで案を作成いたしました。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

確認なのですが、4つ目については、安全性向上評価は法律的には実用炉と再処理（施設）と加工（施設）に要求されているのですが、まずは実用炉だけについて助言を頂くということなのですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

前回（本年5月28日）も同様の御質問があったかと思っておりますけれども、まず、発電用原

子炉設置者ということで、原子力発電所についての安全性向上評価についてが対象ということで整理しております。

○田中委員

分かりました。

将来的には、それも含め再処理（施設）とか加工（施設）からも遅れてくるようなことも頭の中に置きながら、そちらにも反映するところがあるだろうということですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

出てくれば、同様に広がっていくということはあると思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

文章上のことでお聞きしたいのですが、5.の「原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価を行うこと」というところの、「原子力規制委員会が行う」というのはどこに係るのですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

（言葉の）係りがおかしいかもしれないです。（御指摘の部分は）要らないかもしれないですけど。

○石渡委員

不要なのであれば、この部分は切ってしまった方がいいのではないですか。

○更田委員長

削除したらどうですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

この場で「原子力規制委員会が行う」を削除させていただいてよろしいでしょうか。日本語になっていませんでした。申し訳ありません。

○更田委員長

ほかにありますか。

私から2点。一つは、3番目の項目はある意味、取りようによっては非常に範囲が広いので、まずは、当面は施行されて、それこそここに書かれているように実施状況についてという話なのだけれども、例えばSDP（重要度評価）についてどうなっていくのか。この辺りは今の時点で見通せるものではないのだけれども、一番議論になるのは恐らく何かがあったときにそれに対する評価、これが炉安審・燃安審の議論になじむのかどうかというのは議論のあるところだろうと思うのです。

金子審議官。

○金子長官官房審議官

原子力規制庁審議官の金子です。

検査の指摘事項が出た場合の重要度評価、基本的には以前に運用の姿でお示ししていますように、割と重要なものが出てきたときには随時、原子力規制委員会に御報告をして、お諮りをしながら評価を固めていくというのが、原子力規制委員会の中での意思決定のプロセスとして考えております。その後、節目節目でそれを振り返って、例えばどのような論点があるのかというようなことは炉安審・燃安審でも御議論があるかと思えますけれども、評価そのものをここで御議論いただくということは考えてはございません。

○更田委員長

そうだろうと思うのです。だから、ジェネリックな話になったときに炉安審・燃安審の見解を聞くということはあるのだろうけれども、個別のSDPの結果についてというものではないというのは明確にしておいた方がいいかもしれないですね。

それから、4番目。これは基本的にはFSAR、米国流の呼び方をするとFSARですけれども、安全性向上評価について。安全性向上評価に関しては、炉安審・燃安審の審議事項にすることによって、ネガティブなインセンティブを送りたくない。言い方がうまく思い付かない、余り事業者の負担にならないようにと。むしろ、事業者が炉安審・燃安審に対して、自らの施設の安全性について、自らの言葉で存分に語るというところにポイントがあるだろうと思っていますので。

相手のあることなので、これもいずれ事業者の経営層との議論のときにも意向を確認していきたいと思えますけれども、恐らく今の状況でいえば川内原子力発電所が先行していて、それが同意を得られればFSARの中身について語ってもらうということだろうと思えます。

決してこれはあら探しをすとか評価をすとか指摘をすというものではないのだということは明確にしておきたいと思えますけれども。この点、いかがでしょうか。

山中委員。

○山中委員

やはり個別の評価になってしまわないように、広い議論になるようにしていただければなど。（炉安審・燃安審の）先生方にもそういう御認識の上で取り組んでいただければなと私も思います。

○更田委員長

このところについてはほかによろしいでしょうか。

櫻田技監。

○櫻田原子力規制技監

原子力規制技監の櫻田でございます。

先ほど石渡委員からの御発言があつて、火山の件、5番目の修文（修正）という話がありましたけれども、気になりましたので、前回5月28日の議論のときに出させていただきます。

た現在の調査審議事項と比較してみると、このようになっています。

現在の調査審議事項の中では、「原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価について調査審議を行うこと」となっていて、実際に（炉安審の原子炉）火山部会で行っていることは、例えば九州電力の評価結果を九州電力に説明させて、その場で同部会の先生方に評価してもらおうということではなくて、九州電力の出してきたモニタリング結果を原子力規制庁の職員が評価したもの、その評価したものについて御説明をして、御意見を頂くという形をしておりますので、もし差し支えなければ、これまでの調査審議事項を踏まえたような形で修正していただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

○石渡委員

前の文章を変える必要は多分ないと思うのですよね。だから、元の文章に戻すということでもいいのではないかと思うのですけれども。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

そうすると、5. は「原子力規制委員会が行う評価について調査審議を行い」ということで、書きぶりを1. と同じような形で修正させていただきまして。いずれにしろ事務方の文章が悪くて。

○櫻田原子力規制技監

明確に申し上げます。

5. でございますが、（修正すると）「原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価」、ここまではこの文章のままにしまして、（続けて）「評価について調査審議を行うこと。」（という文章になります。）。

○更田委員長

（ほかの項目に入っている）「助言」（を行う）は要らないですか。

○櫻田原子力規制技監

「助言」は今は（現在の調査審議事項には）入っていません。

○更田委員長

「調査審議を行うこと。」で終わるわけですか。

○櫻田原子力規制技監

というのが現状の調査審議事項です。

○更田委員長

余り細かいところにこだわろうとは思わないけれども、「調査審議を行うこと。」と、「調査審議を行い、助言を行うこと。」の差が著しいですね。ある意味ね。調査審議を行えばそこで終わりと、現状がそうになっている。なぜなのだろうね。

○櫻田原子力規制技監

これは想像でございませけれども、本件を御審議いただいたときに、ほかの審議事項と

の横並び、整合性というところまでそんなに気を配っていなかったがゆえにこのような違いが生じているかもしれません。

○更田委員長

「調査審議を行い、助言を行うこと。」にして、差し支えはないのですかね。

○櫻田原子力規制技監

事務方としては差し支えないと思います。実際、評価結果について御説明をして、いろいろな御意見を頂く、これまでの実績を踏まえると、その中には助言という性格のものもごさいますので、「調査審議を行い、助言を行うこと。」としていただいた方が、むしろこれまでのプラクティスを適切に表現しているようにも思います。

○更田委員長

石渡委員の当初の御指摘の趣旨を踏まえると、元々の文章がどうなっていたかは別として、「発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。」、つまり、「原子力規制委員会が行う」がどこに係るのかというのは、「評価」に係るのであるならば、その方がよくないですか。

○櫻田原子力規制技監

その方がよろしいかと思えます。

○更田委員長

石渡委員、いかがでしょうか。

「発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。」でよろしいでしょうか。

○石渡委員

私としては、大変結構だと思います。

○更田委員長

それでは、そのように改めたいと思います。

修文（修正）をした上で、この別添に記されている原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会にお願いをする調査審議事項を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

それでは、別添のとおり決定します。

ありがとうございました。

2つ目の議題は、「クリアランス規則の制定案等に対する意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について」。これはパブリックコメントにかかっていたものの結果ですね。研究炉等審査担当の小野管理官、前田調整官から説明してもらいます。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の小野でございます。それでは、資料2に基づきまして御説明します。

「1. 経緯」は今、更田委員長からお話がありましたとおり、本年3月11日の原子力規

制委員会におきまして、クリアランスに係ります規則（工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（クリアランス規則））の制定案、あとは審査基準の一部改正案に対する意見募集の実施を了承いただきました。行政手続法に基づきます意見募集を実施してございます。

本日は意見募集の結果と意見に対する対応について御審議いただきまして、お認めいただければ放射線審議会への諮問についての御判断を頂ければと思っております。

2. でございます。意見募集の対象は今、申し上げたとおりでございますが、意見募集の期間としては本年3月12日から4月10日までの30日間。

意見としては20件。うち、意見募集の対象外のものが3件ございました。

3. でございますが、意見への回答については別紙1のとおり整理してございます。これは後ほど御説明したいと思います。

規則の制定案及びその審査基準の一部改正案につきましては、頂いた意見を参考に、別紙2及び別紙3のとおり記載内容の明確化、整合性の確保のための修正を行ってございます。

続きまして、4. 放射線審議会への諮問でございますが、規則の制定案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものにつきましては、これは87ページに添付をしてございますが、別紙4のとおり放射線審議会に諮問を行うことにしたいと思っております。

3ページを御覧いただきたいと思っております。今後の予定でございますが、お認めいただければ放射線審議会への諮問は本年7月頃、その後、放射線審議会からの答申を踏まえまして、規則の制定案及び審査基準の一部改正案についての御決定を頂きたいと考えてございます。

続きまして、前田調整官から説明いたします。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

別紙1の御意見と「回答（案）」のうち、主なものについて御説明いたします。

4ページ、1. は規則の制定案に対する御意見と回答です。

No. 1-2を御覧ください。原子力施設の敷地内で100～8,000Bqの汚染土壌が発生した場合、クリアランスの対象にはなるのでしょうかという御意見です。

回答としましては、この汚染土壌というのが放射線物質によって汚染されたものとして、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の規制対象となっている場合はクリアランスの可否を検討する対象となり得ます。ただ、Cs-137（セシウム137）の平均放射能濃度は100Bq/kgですので、これを超えている場合はクリアランスレベルを超えることとなりますという回答をしています。

その下のNo. 1-3、1F（福島第一原子力発電所）事故で発生した除染土壌のクリアランス基準についての御意見で、原子力規制庁が基準を策定してはといった御意見となっていま

す。

回答としましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力施設の敷地外で発生した汚染土壌（除染等の措置に伴い生じた土壌）については、下から3行目ですが、略称ですが「放射性物質汚染対処特措法」（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）に基づき収集、運搬、保管又は処分され、その基準は環境省令で定められることと承知していますという回答をしております。

次に、通しページで7ページを御覧ください。一番下のNo.1-7、下から2行目の②の御意見を紹介します。福島第一原子力発電所事故前は、放射性廃棄物の基準は100Bq/kgであった。現在8,000Bq/kgと緩和されているといった御意見があります。

次の8ページをめくってください。これに対する回答としましては、上から8行目の【②について】です。説明します。東京電力福島第一原子力発電所事故の前においても事故後においても、セシウム137のクリアランスレベルは100Bq/kgであり、緩和されているという御意見は当たりませんという回答をしております。

なお書きとして、御意見の8000Bq/kgという基準は、先ほど出てきました（放射性物質汚染対処）特措法における指定廃棄物に係る放射性セシウムの濃度基準と思われ、クリアランス後における資材等の再利用方法や処分方法について限定していない原子炉等規制法のクリアランスの基準ではありませんといった回答をしております。

9ページですが、No.1-10です。上から4行目にあります、少なくとも規則案の値を1桁以上小さくした値をクリアランスレベルの値とすべきという御意見であります。

この理由として2つ挙げられておりまして、10ページの1番上に「<第1の理由>」というものがありますが、ここでは年間リスクと年間線量との関係について、理由として挙げられております。これは1985年のものですが、ICRP（国際放射線防護委員会）Pub.46においては、11行目に飛びますが「つまり」とありますけれども、 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ の基準は死亡率 $10^{-7}/\text{年}$ に $10^{-2}/\text{Sv}$ のリスク評価を適用して設定されたものである。

ところが、その次のところですが、ICRP Pub.60、1990年勧告では見直しがあったということで、下から6行目の「つまり、」のところですが、 $10^{-7}/\text{年}$ の死亡率に対応するのは $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ ではなく、 $1\mu\text{Sv}/\text{年}$ としなければならないというのを第1の理由にしております。

「<第2の理由>」として挙げられているのが、原子力安全委員会とIAEA（国際原子力機関）のシナリオ評価の違いについて触れられておりまして、次の11ページの3行目を御覧ください。国による地理的・文化的・生活習慣の違いを捨象した包括的なシナリオを用い、現実的なパラメータ値を設定して算出されたものです。

それから4つ（4行）下です。「旧原子力委員会」、これは（旧原子力）安全委員会のことだと思いますが、「旧原子力委員会」によるクリアランスレベルの再評価結果と比べると、トリチウムやストロンチウム等、重要な核種で規制が緩和されることになるといった御意見となっております。

下から3行目ですが、「大部分の核種について1桁以内となっており、両者の値は、ほぼ同等であると言える」との旧原子力安全委員会の評価をそのまま妥当としているといった御意見であります。

これに対する回答としましては、9ページに戻っていただきまして一番上ですが、まず、ICRPの勧告する名目リスク係数が1985年以降も変更されていることは我々は承知しています。

1つ目の年間リスクと年間線量との関係に関してですが、ICRPが2007年に刊行したPubl.104におきましては、下から6行目ですけれども、「年間10マイクロシーベルト」というレベルはICRPの「些細な個人実効線量のレベル(年間10~100マイクロシーベルトの大きさのオーダー)」と比較すると、おおむね1桁小さいレベルというのが国際的なコンセンサスとなっていると認識しております。

10ページです。したがって、(IAEAの)GSR Part3が規定している「現実的な被ばくシナリオについて年間10マイクロシーベルト」といった線量基準に基づいたクリアランスレベルは、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとしての基準として適当と我々は考えております。

2つ目につきましては、次のところですが、御意見のとおり、数種類の放射性物質のクリアランスレベルについては、原子力安全委員会の評価結果に基づいた値に比べてIAEAの値は大きくなっている。ただし、上述のとおり、IAEAが導出したクリアランスレベルの根拠としているシナリオの線量基準は、「些細な個人実効線量のレベル」に比べておおむね1桁小さいレベルとなっていること、それから、IAEAのクリアランスレベルは我が国の社会環境等を考慮したシナリオに基づき算出される値、すなわち旧原子力安全委員会の値に比べて、概して同等若しくは低く、すなわち厳しくなる傾向であることから、国際基準のクリアランスレベルを我が国の基準として採用することは、我が国特有の状況を考慮しても特段非安全側になることは想定されない。これは前回(本年3月11日)の原子力規制委員会でも御説明しましたが、そのような判断をしております。

以上を踏まえますと、原案のままのクリアランスレベルの値としますという回答にしております。

次に12ページを御覧ください。No.1-12からNo.1-17までは認可申請書の記載事項として「総重量」というものを規定したことについての御意見です。ここでは1-12について御紹介します。

放射能濃度確認対象物は、認可を受けるための申請の認可後にも発生するため、その重量を申請時点で確定することはできない。なので、この総重量という規定は削除すべきといった御意見です。

これに対する回答としましては、クリアランスの認可申請は、認可を受けようとする対象物の種類だけではなく、その推定量についても明らかになった時点で行うべきだと我々は考えております。現行の規則(「製錬事業者等における工場等において用いた資材その

他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」及び「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則」)におきましても、推定量に関することを申請書の添付書類に記載することになっています。

それから、これまでに認可された全ての申請においても、総重量が記載されていること、これらを踏まえまして総重量と規定したのですが、総重量というのは推定量を記載していただければ問題ありませんので、明確化のために「推定される総重量」と修正をしたいと思います。

規則案の修正はこの部分のみとなります。

次が、審査基準改正案についての御意見と回答です。16ページを御覧ください。審査基準の改正案についての御意見を踏まえて幾つか修正をしております、これは別紙3に見え消しで示しておりますが、今回この中から1つ御説明をいたします。No. 2-1です。

上から4行目、汚染が表面汚染のみであって建屋コンクリートのように部材が厚い場合には、決定される放射能濃度が過小評価とならないよう「適切な厚さ(5 cm程度)」に応じた当該対象物の重量を基に放射能濃度の決定が行われていることと規定していました。これに対しまして、その2行下ですが、コンクリートを例に挙げて「適切な厚さ(5 cm程度)」としているが、核種濃度と表面汚染を重疊的に規制する基準が必要ではないか。理由として、特に金属表面汚染とコンクリート表面汚染とでは比重が異なるため、「適切な厚さ(5 cm程度)」で一律には表面汚染を濃度に換算できないといった御意見でございます。

これに対する回答としましては、右側の上から5行目ですが、クリアランス規則では放射能濃度を基準として、法令に基づいて定めることとしておりますので、表面汚染密度に係る基準は定めていません。この表面汚染密度に係る基準を定めない代わりに、(第2パラグラフの)「また、」の4行下ですけれども、表面汚染が支配的である場合における放射能濃度の決定方法としての基準を審査基準、先ほどの5 cm程度といった規定をしています。

下から3行目ですが、ただし御意見のとおり、対象物の比重が異なれば適切な厚さも異なってきますので、御意見を踏まえまして、部材が厚いものはいずれも5 cm程度の厚さということではなく、建屋コンクリートの場合は5 cm程度といったことを明確化するために、下に示してありますような修正をしたいと思います。

回答案についての説明は以上です。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当)

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。

○伴委員

コメントに対する御意見に対する回答ですけれども、2つあって、最初は規則の方の

No. 1-10で相当細かい御指摘を頂いている。実際、この方が指摘されているように、元々は年当たり 10^{-6} 以下のオーダーの年死亡確率というところから年当たり $10\mu\text{Sv}$ という数字が出てきているのですけれども、その根拠とするいわゆる単位線量当たりのリスクの値がその後変わったのではないかという御指摘ですよね。

ただ、元々がオーダーという話をしていますので、この点に関しては国際的にも議論はされていますが、やはり飽くまでオーダーであるので、現行のやり方で問題はないであろうというのがコンセンサスになっていると私も理解しております。

このときに非常に重要なポイントは、国際的なハーモナイゼーションを我々は軽んじるべきではないと思うのですね。あるものが国境を越えた瞬間に放射性物質になったりならなかったりということは非常に問題が多いので、よほどの違いがない限り、国際的な基準に従うという判断は私は妥当であると考えております。それが一つコメントです。

もう一つは、最後に説明のあったNo. 2-1なのですけれども、これも御指摘のとおりで、コンクリートの場合は5 cm程度という例示にするということなのですけれども、そうするとコンクリート以外のものはどうするのですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

ほかのもの、例えばこういう材質のものは何センチなどと規定することができないことはないのですが、実際これはこれからの審査の実績を踏まえて、特によく出てくるものとか、今のところは金属表面みたいなものは大体放射化されていて、その表面汚染のみというのは余りなくて、表面汚染の場合は除染されてしまうというものもあるので、コンクリートがメインだと思っていますが、もしそういうものが出てくれば、そのときに審査基準を改正して、例として追加していこうと考えております。

○伴委員

ありがとうございます。

私からは以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

○石渡委員

9 ページなのですけれども、言葉にこだわって申し訳ないのですけれども、ICRPの「些細な個人実効線量のレベル」という言葉が使っているのですが、「些細な」というのは原語は何なのですかということと、量的なことに「些細な」という言葉は日本語では余り使わないと思うのですね。「少ない」ということであれば、普通は「些少な」とか「僅少な」とか、そういう言葉だと思ってしまうのですけれども、その辺、お答えいただければ。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

申し訳ありません。今、原語の方がどうなっているかは確認できておりません。

○青木原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門技術研究調査官
研究炉等審査部門の青木です。

原語は今、手元にないので確認できていないのですけれども、我々がこの回答で引用している文章は、日本アイソトープ協会 (RI協会) から出されている公式とっていいか、翻訳版で使われている言葉をそのまま使っているということです。

○石渡委員

そうですね。では、それは公的な訳文として固まっているということなのですね。

○伴委員

うる覚えではありますが、多分「trivial」ではないかと思います。もし間違っていたら後で事務局に修正してほしいのですけれども、恐らく「trivial」を「些細」と訳しているのだらうとは思いますが。

○更田委員長

翻訳については、ICRPの文章はずっとRI協会がやっていて、それが今度、今うち（原子力規制委員会）が翻訳に関してということを進めようとしているところという状態ですけれども。ただ、以前の文章に関しては、RI協会が出している日本語版がいわゆる公式とか定番ということになっているので、それを使うようにしているということだろうと思います。

私の方からは、No. 2-1で御指摘を受けて修正をされていて、この修正がもう1回パブリックコメントを受けた後で行う修正として小さな修正、皆さんがうなずくような修正かどうかということがポイントだと思うのですよ。これに対していやいや待ってというのがあろうとするとここで決定はできないのだけれども、確かにコンクリートなどに対して5 cmと文章は変わっていないように見えてはいるのだけれども、それでもクリアランスを受けようとする側にとっては、これが本当に小さな修正なのか、というか明確化だけなのかどうかというのが分からないのですけれども。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官
研究炉等審査部門の前田です。

今までの実績を踏まえると、特にこれで何かが大きく変わっていたはずというようなものはないのだと思いますが、先ほど出てきましたけれども、今後、コンクリート以外のものが出てきたときに、それを5 cmでやっていたのかどうかということになる(と思います)。

○更田委員長

物は何だろう。金属(ですか)。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

余り想定できないのですけれども、表面汚染だけの分厚い金属の塊というのがあるのかどうかも含めて、そこも想定はできません。

○更田委員長

そうであればこれでいいのかなと。要するに、あれがあるではないか、これがあるでは

ないかと。それに対して、そこに影響が出るのであれば、もう一回、この点について意見を聞いてみようではないかという気にもなるのですけれども、実際コンクリート以外に表面汚染だけというのがあるかどうかは、およそ考えにくいですね。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

特にしみ込んで表面で除染できないものという、分厚いものというやはりコンクリートぐらいなのかなと。

○更田委員長

表面汚染だけでないのであれば、金属であったら削る（削る）のではないかと思います。あるいは研磨してしまう。だから、まあ大丈夫かなと。いかがでしょうかね。

伴委員。

○伴委員

私も一般論としてどうなのだろうとは最初に思ったのですが、事務局の説明を聞いて、確かに具体的に想定し難いので、まずはコンクリートに関して具体的に書いておいて、その後、もし我々が今、認識していないものが出てくれば、改めて考えるという対応でいいのではないかと思います。

○更田委員長

出てきて審査となったときに、その審査方針についてまた確認していくということになるのだろうと思います。

ほかによろしいですか。

別紙2について、特にお気付きのことがあれば。

そして、事務局の提案が了承できるという前提とすると、次は放射線審議会という話があるんですね。それは説明はあるのですか。もういいのですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の前田です。

先ほど小野管理官の方から説明したとおりです。

○更田委員長

あれで終わりですね。

放射線審議会への諮問について、何か御意見はありますか。

これはクリアランスだから、管理を外れるという意味だから、これを放射線審議会に諮るのは真っ当というか、諮るべきなのだろうと私も思います。

御異存がなければ、別紙1のクリアランス規則の制定案及び審査基準の改正案に対する御意見への回答、それからこれの事務局案を了承し、別紙2のクリアランス規則の制定案のうち、放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて、別紙4のとおり放射線審議会へ諮問することを決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長 ありがとうございます。

3つ目の議題は、「原子力規制検査の継続的改善に向けた今後の取組みについて」。説明は古金谷検査監督総括課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長の古金谷でございます。

資料3に基づきまして、御説明いたします。

原子力規制検査（新検査制度）は本年4月1日から本格運用を開始いたしましたけれども、制度検討の中での残された課題に取り組んでいかなければいけない。それから、本格運用の中でいろいろな課題が出てくるだろうということがありますので、そういったものも踏まえて、持続的に制度をよくしていく、改善していくという取組が今後必要になってくるかなと思いますので、そういった取組の基本的な内容について、今日御説明をいたしたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

あわせて、後ほどでございますけれども別紙1、これまでの（原子力規制）検査、2か月ほどたちましたけれども、その実施状況についても概略を御説明したいと思っております。

1ページ目の2. でございますけれども、具体的な今後の取組でございます。大きくは2つございます。1つ目は制度改善に向けた取組、2つ目は検査官の力量向上というところの取組が大きな2つの柱でございます。

制度改善の取組につきましては、2. のところでございますけれども、今後、様々な取組をしていきたいということでございますが、大きくは4つほど今後やっていきたいと思っております。

まず、1つ目は制度改善の仕組みを作っていくということでございます。これは昨年度の（検査制度の見直しに関する）検討チームでも議論していたものでございますけれども、様々な課題が出てきたときに、それを事業者等とも意見交換して、制度改善につなげていくということをやっていききたいと思っておりますので、その具体的な手法、体系について検討していきたいというものでございます。

2つ目は横断領域に係る検査ということでございますけれども、組織的な要因あるいは安全文化といった事業者の根本的なところに原因があるような指摘事項などが出てきた場合に、それをどういった形で評価していくか、それに対して、我々としてどう規制対応、アプローチしていくかというところについて検討したいと思っております。これはNRC（米国原子力規制委員会（USNRC））の中でも今、横断領域のクロス・カッティング・イシュー（横断領域に係る懸念）の検討と見直しを進めておりますので、そういったものも横目に見ながら検討を進めていききたいと思っております。

それから、PRA（確率論的リスク評価）モデルの活用拡大ということでございます。本年3月末までには事業者が開発したモデルについて、伊方発電所3号機のものについては適切性の確認を我々の中でも行いまして、今後活用していきたいということで原子力規制委員会にも御了承いただきましたけれども、今後ほかの号機についても適切性確認を行って、

活用していきたいと思っております。

少し長期的な話でございますけれども、停止時のPRAあるいは外的事象を扱ったようなPRAといったものについても、開発状況を踏まえて利用を順次拡大していきたいと考えております。

4つ目は核燃料施設の重要度評価の手法でございます。アメリカにも核燃料施設の重要度評価はございませんでしたので、我々の方で実用炉に倣ったものを作りましたけれども、やはり核燃料施設の特徴に応じた形の手法を構築していく必要があるだろうと思っておりますので、事業者とも意見交換をしながら、こういったものにも取り組んでいきたいということでございます。

こういった改善に当たっては、(2. の)冒頭の4行にも書いておりますけれども、公開会合などを行いまして、事業者あるいは有識者といった方々とも意見交換をしながら進めていきたいと思っておりますし、その検討の進捗につきましても、適宜、原子力規制委員会の方にも御報告をしたいと考えております。それが2. でございます。

3. は力量向上の取組でございます。これは我々検査グループあるいは(原子力規制委員会原子力安全)人材(育成)センターと連携して取り組んでいかなければいけないということでございますけれども、(1)といたしましては研修あるいは教育を充実させていくということでございます。やはりこれまでの検査とかなり手法が違うということもありますので、実践に有益な研修にどんどん取り組んでいきたいと考えております。

検査官も火災だとか外的事象はなかなか知見が少ないというところもありますので、そういったところの知見も学習できるような研修を作っていきたいと考えております。

あとは、やはり慣れていくということもありますので、重要度評価のやり方あるいは検査の活動といったところのいいプラクティスをしているようなものを紹介して、勉強していくことも併せて取り組んでいきたいと思っております。

(2)は検査情報の共有でございますけれども、これから様々な検査官の会合あるいはテレビ会議を使って、検査活動に有益な情報を共有していきたいと思っております。また、やはり検査官の心構えや検査活動のポイントといったものを現場で活用できるようなブックレットのようなものを作成していくことも考えていきたいと思っております。

加えて、事務所(原子力規制事務所)の方でふだん事業者と接していて、事業者に対しての所見あるいはパフォーマンスについての思いをお持ちだろうと思っておりますので、そういったものを本庁(原子力規制庁本庁)あるいは原子力規制委員会にも共有していただくことは有益かと思っておりますので、(事務)所長(原子力規制事務所長)から原子力規制委員会の方に、一定の頻度で彼らの活動状況を報告するような機会も作っていきたいと考えております。

(3)は本庁の管理職あるいは検査制度に精通した検査官といった方々が現場の検査官の活動に実際に同行して、その活動をじかに見て、いろいろな指導、助言を行うということも取り組んでいきたいと思っておりますし、そういった場合には、事業者とも意見交換をして、

検査官の活動状況や検査の実施状況、新検査制度の浸透状況について意見交換をしたいと思っております。

(4)は検査官の交流でございます。まず我々の中の交流ということで、異なる事務所間での交流を図る、あるいは本庁と事務所の間の検査官の交流を図っていききたいということが一つございます。

それと併せて、国際的なところで、例えばアメリカの検査官と定期的に相互訪問するような形の交流をして、向こうのプラクティスも学習できるような機会を作っていきたいと考えております。

4番目、その他の取組でございます。

1つ目は他省庁との連携ということで、安全に関係する他省庁、例えばということでそこに消防庁、厚生労働省を書いてございますけれども、そういったところとも連携を図って、事業者の監視については協力していききたいと考えております。

あと、関係者とのコミュニケーション。これは例えば立地自治体などということでございますけれども、そういったところとのコミュニケーションの在り方、検査の制度の説明あるいは検査結果を紹介するということについて、今後向こう側の意向も踏まえながら検討を進めていききたいと考えてございます。

以上が今後、我々が制度の持続的な改善に向けて取り組んでいきたいというものでございます。

あわせて、3ページ目でございます。

○更田委員長

話が違うので一回切りましょう。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

了解しました。

○更田委員長

ここまでのところで、御質問、御意見はありますか。
伴委員。

○伴委員

2つあるのですけれども、1つ目は、まず1ページ目の「2. 制度改善のための取組」で制度改善の仕組みというのがあるのですが、ここで手法や体系について検討を行うということなのですけれども、やはり改善を1回のものではなくて継続的にやるための仕組みは必要だと思うのです。これはそういったものを体系化して、マネジメントシステムに入れていくということなのでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

そういったことも検討しております。

当然のことながら、現場でいろいろなガイドの分かりにくいところとか、そういうものも出てくると思いますし、事業者との関係性とかそういうところでの課題も出てくるかと

思いますので、そういったものを今あるガイドに反映させていくという形のものと考えておりますので、PDCAを回していくという形のものにしていきたいと思っております。

○伴委員

つまり、どういうふうに改善を図っていくかということ自体をマネジメントシステムに入れるのですねという趣旨なのです。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

そのように考えております。

○伴委員

もう一つは、検査官の力量向上は非常に重要なことだと思っています。現状においても検査官はまだ不安感あるいは戸惑いがあるという状況ですので、力量向上は大事なのですが、一方で力量向上が進めばそういったものが全て解決するかというと、必ずしもそうではないのではないかという気がしていて、つまり検査官は最前線に立たされているので、いろいろな心理的負担だったりというものがあると思うのです。だから、力量向上だけではなくて、そういったところのフォローアップまで含めて考えているということでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

おっしゃるところは我々もそうしたいなと思っております。

ここにも書いておりましたけれども、例えば管理職あるいはベテランの検査官が現場に行って一緒に検査するとか、そういうところでいろいろなサポートをしていくというところは考えていきたいと思っておりますので、当然のことながら、本庁としても検査官をしっかりバックアップしていくということは考えていきたいと思っております。

○伴委員

そこは是非お願いしたいと思います。

○山中委員

まず、(2. の) 検査制度の改善のための取組なのですけれども、制度そのものの改善について、あるいはSDPなどについてはまだ実運用が始まったところですので、実際に制度を運用しながら、少し時間をかけて改善をしていくのがいいのかなと思います。

2番目の横断領域あるいはPRAモデルの活用の拡大なのですけれども、既に検討していると思いますし、準備は整っているかと思うのですが、更に具体的に、本年度より適用できるような検討を進めていただかないといけないかなと思います。

それから、4番目の核燃料施設等の重要度評価はかなり大変だと思いますし、いわゆる暫定的な評価のやり方は原子力規制委員会でも議論して決めましたけれども、実際により詳細な、あるいは実用炉に近いものというのは、いわゆる練習問題もそうないのかなと思いますし、この辺り海外の事例も含めて、どのように検討していくかというのは何か具体的にアイデアはありますか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

今、事務局の検査グループの中で検討しておりますのは、核燃料施設はいろいろな施設がございますので、それぞれの施設のリスクの大きさといったものも考慮しながら、重要度評価をしていかなければいけないのかなと。

例えば、本当に出力の小さな試験炉のようなものについて、重要度評価で実用炉と同じような「赤」（重大な安全重要度）レベルになるような指摘事項があり得るのかということもあろうかと思っておりますので、例えばそういうリスクの非常に小さな施設であれば、もう指摘事項のランクとしては、基本的にはそんなに重要度の高いレベルの指摘事項にはならないような仕組みにするとか、そういうことも今、中で議論しているところでございます。

○山中委員

少しそういう具体的な事例が出てきたら、また原子力規制委員会で御報告いただければと思います。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知いたしました。

○山中委員

それと、3番目の検査官の力量向上なのですけれども、今はこういう状況（新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況）なので、なかなか現場の検査の状況あるいは検査官とのコミュニケーションは取りづらい状況なのですが、できるだけ検査官の負担にならない程度に意見交換をする機会ができればいいなと思っております。こちらに来ていただく検査官会議などもありますので、その折に、例えば原子力規制委員会で意見交換をさせていただくという機会が持てれば非常にいいなと思っております。是非それは積極的に取り組んでいただければと思います。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知いたしました。ありがとうございます。

○山中委員

私の方からは以上です。

○田中委員

今年の4月から本格運用が始まったわけでございますけれども、こういうふうな本格運用が始まった早い時期から継続的改善に向けたいろいろな活動をすることは重要だと思います。

その中で、アメリカとの一つの大きな違いは、核燃料施設等の状態が向こうと日本とは違うと思うのです。先ほど山中委員からも御意見がありましたけれども、グレーデッドアプローチを本当にどうやっていくのかというのは簡単か簡単でないか分からないので、具体的な例を検討しながら、事業者とよく相談してやっていくことが大事かなと思います。

そういうことでは、2枚目（2ページ）（の（4））にも実用炉担当と核燃料施設担当の交流とかも書いていますし、グレーデッドアプローチをうまくできるようにすることが

大事かなど。

これは力量でもないのですけれども、3S（原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、保障措置（Safeguards））のインターフェースについてもそれなりに感性を持ってやっていくことが大事かと思えます。ここに書く必要はないと思えますけれども、もちろん検査官は意識していると思えますが、その辺の認識もしっかりやってもらいながらやってもらうことが大事かと思えます。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

最後の点については、当然いろいろなことを事務所の検査官が見つかることがあろうかと思えますので、セキュリティあるいはセーフガードの関係の何か気になることがあれば、本庁の担当部署とも協力しながら取り組んでいきたいと思えます。

ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

私から。（2. の）制度改善のための取組で4つのブレット（箇条書き（✓））が並んでいて、それぞれに対してです。

制度改善の仕組みは、米国の事例に倣うのであれば、原子力規制庁が年なりあるいはある区間の単位に対して自己評価を行って、それを原子力規制委員会に諮る。原子力規制委員会に諮る際には自己評価についてそれぞれ指標があって、指標を立てて、その指標の上で幾つかのものはその指標上、支障ありと引っ掛かるというような自己評価の持っていき方をするわけですけれども、この指標が米国のものを見ると、日本にそのまま持ってこられないものが多いと。同じサイトに7年間以上勤務していないこととか、事情が全く異なるので、もちろん独立性、有効性、透明性といったざっくりした指標のまとめ方は参考になるかもしれないけれども、自己評価の指標はまだ作っていないので、これからやっていかなければならない。

更に言えば、米国も自己評価の指標を何度も改定してきた経緯があるので、黎明期と安定期との指標の違いは当然あるだろうということなので、これはまず自己評価の指標を今後作っていくことが大事なのだろうと思えますけれども、これは双方が、現場の意見も大事だし、それからトップダウンの部分も重要だろうと思えますので、これを原子力規制委員会でも議論していくべきだと思っています。

2つ目は、クロス・カッティング・イシューという言葉が出てきて、USNRCを横目でと言うのですけれども、USNRCを横目で見るのも悪いとは言わないのだけれども、むしろ我が国固有の事情の方が（あると思えます）、私はここは。

1つ具体的なことを挙げると火災防護についてなのですけれども、これまでも消防庁や地方自治体の消防に随分協力してもらって、大いに助けられているのですけれども、検査の分野で言うと、例えば消防関係の経験のある検査官を随分採用していますが、どちらかというと防災系であったりして、施設の火災防護を見てもらうにはまだまだ強化するとこ

ろがあるので、私はまだまだしばらく火災防護を特段の関心を持って見続けたいと思っていますので、火災防護関係の強化は非常に重要だろうと思います。

3つ目は、ほかのものに比べると毛色が違うかなと私は思っています。停止時PRAや外的事象PRAなども活用と言うけれども、例えば外的事象で地震であったらば、結局フラジリティがどう捉えられているか、フラジリティに差異がないのであれば、結局内的（PRA）に与える結果はそんなに変わらないので。

一見もっともらしいように聞こえるけれども、現場を混乱させないでねというのが一番強調したいところです。十分にきちんと本庁の方でそしゃくをして、明確な利用について現場に伝えていかないと、無用に現場を混乱させることになるので、この3つ目については毛色が違うかなと思っています。

4つ目は、山中委員、田中委員から指摘がありましたけれども、とにかく変な方向に行かないでほしい。発電炉を意識するととてもけったいな方向へいくのではないかとあって、それが心配です。

そもそも米国と違う。米国は核燃料施設に対してROP（原子炉監督プロセス）なんかは提供していません。ROPというのは「Reactor Oversight Process」です。この「Reactor」というのは、米国の場合は、試験研究炉はDOE（米国エネルギー省）が規制をしていて、NRCは規制をしていないので、要するに発電所に対するシステムを導入したのであって、変なものにならないでねと。

グレーデッドアプローチと言うけれども、グレーデッドアプローチには指標が必要で、リスク情報がある程度の信頼性を持っているのであればグレーデッドアプローチというやり方はあるけれども、グレーデッドアプローチ以前であって、言ってみれば工学的判断によって立つわけですから、これは原子力規制委員会がモニターしていかなければいけないのだらうなと思っています。何か変な方向に行かないでねというのが一つ。

それから、「3. 検査官の力量向上のための取組」。これは大変重要であることは論をまたないのだけれども、検査官の方の気分からすると、更なる力量向上ではないかと。力量向上、力量向上とずっと言い続けられると、何か今が足りていないみたいな気がするもので、それはねというのと、もう一つは、本当に効果を上げるのは力量向上だけではなくて、彼ら彼女らが働く環境の向上だと思っている。米国のレジデント・インスペクター（常駐検査官）に比べて、今はやはり地方事務所（原子力規制事務所）の人たちと話す環境自体が違います。働く環境には十分の要員の数とかがあってなかなか難しいし、頭の痛いところではあるのだらうけれども、力量向上だけが（項目として）立っているけれども、そもそも検査官が働きやすい環境というのは非常に重要だと思うので、これは原子力規制委員会側、本庁側の仕事だろうと思っています。

もう一つは以前から考えていることですがけれども、事務所長には委員というか委員長室へのフリーアクセス権が与えられていいのではないかとあって、もちろんアポイントを取ってもらわないと困るのだけれども、事務所長は地域地域では今後自治体と話すこと

も多くなるし、発電所で発電所長と話す機会もある。やはり前線で責任を持つ立場なので、こっちにいる原子力規制庁とのコミュニケーションはもちろん重要だけれども、そこを飛ばして委員長室へ入ってこられる権限は当然、事務所長は持ってしかるべきだと思うので、これは実現できるようにしてもらいたいと思います。

特にこれをどう直さなければならないという御意見はないですね。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

続いて別紙1、新型コロナウイルス感染症対策で、どうしても(本年4月1日の原子力規制検査の)滑り出しのときに大きなインパクトはあったのだけれども、その状況について説明をしてもらいます。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

別紙1の3ページ目でございますけれども、2か月、原子力規制検査を運用しましたので、その状況を御説明します。

当然、緊急事態宣言がありまして、新型コロナ感染症対応ということで、最初の黒マル(●)にございますけれども、例えば事務所の方も特別な体制を敷いていた、2班体制あるいは在宅勤務を導入したということもあります。それから、原子力施設の方も休業要請を受けて一定期間閉止するような施設もございました。そういったところについては少し検査が当初予定していたものができなかったというところがございます。具体的には横須賀や川崎、熊取といった事務所が検査のボリュームとしてはかなりできなかったものがございます。

ただ、ほかの事務所につきましては、基本的には予定していたサンプル数としてはほぼこなせているという状況かと思えます。

チーム検査、これは本庁の方から出張する検査官が主体となってやる検査でございますけれども、こちらについては、本庁、(つまり)東京からの検査官派遣を控えたということもございますので、本年4月、5月に予定していたものについては全て延期したというところがございます。本年6月のものについては今、やろうかということで事業者とも調整をしているところでございます。そういったものについては、場合によっては来年以降に延期することも考えているところでございます。

3つ目、4つ目の黒マルは具体的にこういった気付き事項が出ているという例でございますけれども、3つ目の黒マルは島根原子力発電所の例でございますが、非常用ディーゼル発電機の潤滑油の系統のオリフィスが逆向きについていたという事象が確認されていたり、次のものは東通原子力発電所でございますけれども、非常用大容量電源車で試験を行ったところ、性能が達成できなかったというところがございました。

こういったものについては、我々はほかの事務所とも共有をして、ほかの事業者の水平展開の状況等についても確認をしておりますし、そもそもこういったものが検査指摘事項

になるのかどうかというところについて今、確認作業を進めているところでございます。

それから、本年4月10日にございました美浜発電所のLC0（運転上の制限）逸脱、これは海水ポンプがトリップして（非常用）DG（ディーゼル発電機）が動作不能になったという事例でございます。期間としては非常に短い時間のLC0逸脱でしたけれども、これについても指摘事項になるのかどうかというところについて、原因も含めて今、確認作業を進めているところでございます。

こういったものにつきましては、今回、初めての原子力規制検査の結果がまとまるということになるわけですが、基本的にいろいろと事務所あるいは地方統括（原子力規制総括調整官事務所）の方で自治体等への説明を行っておりますので、そういった形でまずは原子力規制検査の第1四半期の結果についてはコミュニケーションを取って、御報告するなり御説明していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

本件はよろしいですか。

それでは、先ほどの原子力規制検査の継続的改善に向けた今後の取組について、資料3の今後の取組を了承したいと思います。

ありがとうございました。

4つ目の議題は、「継続的な安全性向上のための新たなアプローチの検討について」。説明は黒川法令審査室長から。

○黒川長官官房総務課法令審査室長

法令審査室室長の黒川です。資料4を説明させていただきます。

継続的な安全性向上のための新たなアプローチの検討についてということで、先々週の原子力規制委員会におきまして更田委員長から指示がございましたものについて、我々なりの案ということでございます。

まず、趣旨・目的でございますけれども、原子力施設の継続的な安全性向上の取組を一層円滑かつ効果的なものとするために、従来の取組を補完する新たなアプローチの在り方を検討するというので、具体的にはいろいろなアプローチがあり得ると思うのですが、従来の規制に加えて、安全確保上の目標を設定した上で、インセンティブにより事業者の目標達成を促すといった新たな枠組み、制度の在り方を検討するという方向になると考えてございます。

検討の進め方ですが、検討チームを設置するというので、更田委員長にも入っていただきまして、あとは外部専門家の方、我々原子力規制庁の職員といったメンバー、十数人での検討チームを設置しまして、1年程度かけて取りまとめるということを予定しております。検討チーム会合は公開の場で、資料も公開という形でやろうと思っております。

今日はそういう大枠をこの場で御了承いただきまして、その後、検討チームそのものの

メンバーといったことを（後日）改めてお諮りしたいと考えてございます。

具体的な検討の方向性ですけれども、下の5つのポツ（・）に書いてありますような検討の視点を踏まえながら検討していきたいと考えておりまして、規制の実効性、迅速性、効率性のバランスや、事業者とのコミュニケーションが果たす役割、規制の予見性、従来と異なる柔軟な手段とその意義、法的位置付けと行政手続、あとは事業者の自主的取組に対する規制の関与の在り方、規制機関や制度に対する信頼性の向上といった検討の視点を踏まえながら検討していくことを考えてございます。

2 ページに、具体的に出口はどういうことを目指すのかということでもありますけれども、検討チームにおきまして新たなアプローチの在り方を検討して、従来の取組と併せてアプローチの全体像とアプローチ選択に当たっての考え方を示すということでありまして、今、我々は規制という政策手法を持っているわけなのですけれども、それ以外にどのような政策手法があるのか、自主的な取組を促すとかいろいろなやり方があると思うのですけれども、どういった政策手法があるのかという全体像を作って、どういう場合にどういったアプローチを選択していくのかといったことについても考え方を示すといったことが成果になるのかなと考えてございます。

今後の予定でございますけれども、今日は6月10日でございますが、本年7月にメンバーの名前も入れました検討チームについても一度お諮りした上で、今年のうちには検討チーム会合を2回ほど開催いたしまして、議論をして、来年7月以降に検討結果取りまとめ、1年ぐらい検討して、結果を取りまとめるといった方向で考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

ここで「新たなアプローチ」という言葉が何度か出てくるのですが、これは従来とは違う規制の手法という意味ですか。

○黒川長官官房総務課法令審査室長

幾つかあり得ると思うのですけれども、一つは規制の手法の形で、従来、例えばバックフィットをする場合は新しいこういうことをやりなさいということをして義務付けた上で、許可申請をさせて、審査をするということをしていたのですけれども、それとはまた違った形でバックフィットをさせるというやり方もあるかもしれません。

あるいは、規制という言葉とはまた違うのかもしれないのですが、事業者が自主的にやった方がいいことはいっぱいあると思うのですけれども、それをどうやって促していくのか、これは規制という言葉とはまた違う言葉になるのではないかと思うのですけれども、自主的なよい取組を促すという2つの流れから考えていくのではないかなと思っています。

○更田委員長

割り込むようで申し訳ないのだけれども、今の伴委員の質問は事務局に答えさせる質問ではないと思っていて、そもそも私が（本年5月28日の原子力規制委員会の議題5の中で）提案したし、今、黒川室長の回答が必ずしもふさわしいとも思っていない。

そもそも規制上のアプローチなどとは思っていないくて、目標は安全性向上であって、規制はその一部なのであって、規制を外れるところでどうできるのかというのも大変重要な視点で、だからバックフィットなんていう言葉が出ていたけれども、バックフィットなんてほんの一部なのであって、バックフィットは言ってみれば規制が持っている武器の一つですけれども、そんな小さな議論になってもらうようでは困るなと思っています。

それから、何か途中で割って入って申し訳ないのだけれども、今後の予定というの、これは事務局のもくろみなのだろうけれども、何で始める前にこんなことが分かるのかという印象を強く思っていますけれども。

途中ですみません。

○伴委員

むしろ言いたいことを言っていたので、余り言葉にとらわれるべきではなくて、むしろここで何をやろうとしているのかというのを明確にコンセンサスを得ておくことが大事だろうという意味で問題提起をしました。

○更田委員長

これはむしろ委員間の議論なのだろうと思います。

そういう意味では、「新たな」というのは要らないのです。別の手法を持ち込むと決めているわけでもないのだから、いずれ検討チームの名称を付けるのだろうけれども、そのときは私は「新たな」は要らないと思っていますけれども、アプローチそのものについて議論をする（ということ）。

○伴委員

そうです。その「新たな」というところに私は引っ掛かったのです。

○更田委員長

ほかにありますか。

これ（資料4）は原子力規制委員会が作った紙（資料）ではないので、この紙（資料）を了承うんぬんというよりも、作業を前へ進めていかどうかというところなのですから。

○田中委員

作業を進めるのはいいと思います。これは一般的な、抽象的な議論と同時に、ある例を示しながらこれから議論していくということなのですかね。

○更田委員長

例えば、規制は今の状況に照らして言えば、正当化がどこかでなされていることを前提に、それ以降の規制について議論をしているのだけれども、これが混乱しているというか混同されているというか、あたかも規制当局が正当化を行っているかのような捉え方があ

って、そこで混乱を生んでいる部分が随分ある。そういった状況を背景に、一体どういうアプローチを取ったならば、現場が自主的に安全性を向上する上で役立つような、例えば、インセンティブはどうやったら設けられるのか。これは別に原子力に限ったことではないですね。航空だってそうだし、医薬品だってそうだろうけれども、そういったところで倣う部分が随分あるのだろうけれども、では、余りふわふわした議論をしてもというのは田中委員がおっしゃるところだろうと。

では現実にはどうかというと、そもそも先ほども議論があったけれども、FSAR、安全性向上評価に対しては非常に強い期待があって、安全性向上評価の届出になっている報告書(安全性向上評価届出書)というのは、例えば非常に質の高いものになったら、設置許可の申請書みたいなものにとって代わるようなポテンシャルはあるはずなのですよ。というのは、組織の As-Is の状態(現状)について詳細に示されていて、機器の重要度等はおのずと分かるし、施設の持っているリスクのレベルはきちんと示されているわけで、それを今度、変更申請なんかのときに見ればいい話であるはずなのだけれども、インセンティブがないとなかなかそっちへ向かっていかないというところがあるので、恐らくそういったところ。

それから、バックフィットと先ほど言ったけれども、原子力規制委員会レベルで議論するときにはバックフィットというのは広義の意味で使っているのですよね。バックフィット命令をかけるものだけがバックフィットでは決してなくて、原子力規制委員会での議論を受けて、事業者が自主的に、強制されなくても原子力規制委員会の議論に沿うように改善をしていくというのもある意味、広義のバックフィットという形を取っている。ですから、その整理をこの検討チームの課題の中に含めてもいいのかもしれないのだけれども、それはまず始めてみてからなのだろうなと私は思っています。

よろしいですか。

ほかにありますか。

そうすると、まず事務局にこの検討チームの設置の検討を開始してもらってよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

形が見えたら改めて原子力規制委員会に諮ってもらって、そこで(検討チーム)会合を持つという形に進めていきたいと思えます。

ありがとうございました。

5番目の議題は、「経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会における議論の状況について(中間報告)」です。説明は森下原子力規制企画課長と佐々木企画調整官から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。資料5に基づいて説明いたします。

ATENA（原子力エネルギー協議会）との意見交換会について、議論の現状を中間報告するものでございます。

「2. 意見交換会の対象等」というところを御覧ください。意見交換会の対象は、ATENAから要望がありました3つ、それから原子力規制庁から提案した2つについて議論しております。

(1)に①から③を書いておりますけれども、プラントの長期停止期間中における保全、設計の経年化管理、製造中止品の管理、それから原子力規制庁からとして、重大事故環境下におけるケーブルの絶縁特性、中性子照射がコンクリート強度に及ぼす影響でございます。

ATENAからは、①から③のそれぞれに関しまして、3つのガイド案（プラント長期停止期間中における保全ガイドライン（案）、設計の経年化評価ガイドライン（案）、製造中止品管理ガイドライン（案））がこれまでに示され、これらについてATENAから規制当局に「エンドースを求めるものではない」ということ、それから技術的な意見を求めるものであるとの説明がありました。

また、原子力規制庁からは、これらガイドはATENAそれから事業者の責任で策定、活用されるものであること、ガイドに関して気付いた点については指摘を行います、指摘しなかった点について妥当と認めるものではなくて、事業者自ら必要と思う改善を行うべきこと、それから、規制当局は個別の審査や検査でこれらガイドの成果を確認することになるということコメントしてまいりました。

以上に申し上げたようなことを双方の共通認識とした上で、現在まで議論を行っております。

2ページ目でございます。具体的には「3. 意見交換会における議論」ということで、①につきましては、まずATENAから発電所の保全担当者が特別な保全計画を検討するに当たっての参考とするためのガイド（プラント長期停止期間中における保全ガイドライン（案））ということとの説明がありました。

このガイドの案ですけれども、大きく3つから成っております、使用方法を説明する本文、技術的事項が記載された添付資料、これは長期停止期間中に想定される経年劣化事象の一覧ですけれども、それから別添Aとしまして取替え困難な構築物等の経年劣化事象と保全のポイントというもので構成されております。

その中で、これまでですけれども、本文はガイドの運用に係るものですので、議論の主たる対象とはならない、そういうことを確認いたしました。添付資料につきましては、日本原子力学会の標準の引用、参考としたものであるということで、議論を通じましておおむね両者の共通認識が得られました。

ということで、以上から、現在、取替困難な機器・構築物、具体的には原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構築物の経年劣化事象と保全ポイントをまとめた別添Aについて技術的な議論を行っております。

今の主な論点の概要につきましては、6 ページに別添 2 ということでまとめております。「取替困難機器等に関する主な論点」ということで、長期停止期間中の経年劣化の影響を、経年劣化事象ごとに ATENA から整理したということで話を聞いておりますけれども、(上半分にある表の) 左側の「ATENA の分類」というところを見ていただきますと、彼らは大きく 3 つに分けております。機器・構造物の機能維持に影響を及ぼすおそれがあるものというのが劣化要因あり、それから、適切な保全活動を行うことによって、劣化の発生・進展が有意ではないという整理、それから、長期停止期間中の発生・進展が想定されないという整理です。

これが、右側の(表のように) これまで原子炉等規制法に基づきまして高経年化技術評価を行ってまいりましたけれども、特に「無①」、「無②」とされているものが、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象や日常劣化管理の対象となっている事象、それから日常劣化の管理対象外となっているような事象が混在しているという整理になっているということで、以下に認識のギャップが生じている主な論点ということでまとめております。

①で、劣化事象の分類につきましては、先ほど申し上げました高経年化技術評価書と対応が取れていないということで、こういう異なる分類を新たに作ることは、規制対応における混乱を招くのではないかというコメントを出しております。

②ですけれども、ATENA の分類のような分類をやるとしてもということなのですが、コンクリート構造物のアルカリ骨材反応、凍結融解は ATENA の分類では「無②」に分類されていますけれども、a) アルカリ骨材反応については、反応性シリカを含む骨材を使用している場合は停止中も進展する可能性がある事象と事業者の説明に記載されております。

b) ですけれども、凍結融解については、環境条件により停止中も進展する可能性がある事象と、これも事業者の方の説明に入っているという状況で、運転中と同様の保全活動を継続することが有効としているということも、事業者が書いていることを踏まえると、分類が違うのではないかという個別事象について議論もしているという状況でございます。

また 2 ページにお戻りいただきまして、それ以外の事項についての状況を御説明いたします。

②の設計の経年化管理につきましては、ATENA から(設計の経年化評価) ガイドライン案について説明を受けました。ATENA からは、自主的な安全向上の取組に、設計古さの視点を新たに加えて安全向上を進める今後の取組方針について説明がありまして、これについて意見を求められておりますが、今後議論を行う予定となっております。

③の製造中止品の管理につきましては、ATENA から、事業者側で製造中止品に関する情報を効率的に収集して、対策を検討する産業界の仕組みを構築していくという旨の説明を受けました。これについては、特に意見を求められないということだったので、話を聞いたというところでございます。

それから、④重大事故環境下におけるケーブルの絶縁特性につきましては、ATENA から、NRA 技術報告(原子力規制委員会の技術報告)を踏まえて、測温抵抗体等の対象機器に接続

されるケーブルの使用状況を踏まえた影響確認を行いまして、現在実機に適用しているケーブルのうち計器誤差への影響が懸念されるものについては再稼働までに交換するというを確認しました。それから、プラントごとの評価については、3ページに移りませけれども、新検査制度等で確認されるというやり取りをいたしました。

⑤の中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響につきましては、ATENAから、NRA技術報告を踏まえてコンクリートの健全性の簡易評価を行った結果、本知見が長期健全性に影響を与えるものではないと確認したということ、それから、この知見をプラントごとの高経年化技術評価に反映させると。一部のプラントでは既に反映・評価済みという説明を受けました。

⑤、⑥につきましては、おおむねこの説明で共通認識を得たという状況でございます。

「4. 今後の予定」ですけれども、第5回目の会合を本年6月15日に開催して、主に3.の①、それから②の設計古さについての議論を行う予定であります。また、必要に応じて更に会合を開催したいと思っております。

議論の内容、おおむね共通の認識が双方で得られたもの、双方の認識のギャップ、我々からの指摘事項、それに対するATENAの対応等について、報告書として取りまとめて原子力規制委員会へ報告したいと考えております。

以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

報告がありましたプラント停止期間中の保全に関しては、既に説明があつて、議論されているということによろしいですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

説明がありまして、ただ議論する中でATENAの方から資料の修正や追加などが来ているという状況を積み重ねているという状況でございます。

○山中委員

少なくとも材料科学に基づくそういう技術的な議論を両者で行っているという理解でよろしいでしょうか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

そのとおりでございます。

○山中委員

それから、②番の設計の古さについては今後議論をされる、まだ始まっていないと。②番以降についてはそのようなことによろしいでしょうか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

②につきましては、一度ATENA側からパワーポイントで説明の機会は設けましたけれども、まだ議論はしておりませんで、次回の予定でございます。

○山中委員

ありがとうございます。

○田中委員

ATENAとの実務レベルの技術的意見交換というのは、この経年劣化管理というのが初めてのテーマだと思うのですが、1ページ目の下の方にあります、「ガイドに関し気付いた点について技術的指摘を行うが、指摘しなかった点について」うんぬんというのは大変重要なことだと思うのですが、これはもう双方の共通認識としてスタートしたと。議論していく中で、いつもこのことを認識しながら議論をしているということでのいいのですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

そのとおりでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

この資料5から受けた印象になってしまうのだけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた十分な意識変化が、この経年変化、高経年化の世界でもきっちり認識されているのかどうか。かつてであれば、設置時の安全性が維持されていることが指標だったのです。経年劣化という言葉が表しているように、劣化していなければオーケーだった。そうではなくて、今は今後の安全性向上、継続的な安全性向上にもついてこられるのかというところもポイントなのです。40年たっても、ないしはそれ以上たっても、設置時の安全性は維持されていますでは駄目なのです。その後の安全性向上に何年もたった後でもついてこられるのかというところは視点で、これは意識変化がなければいけないというのが一つ。

もう一つは、通常時の性能だけを見ていてもしょうがない。事故時の言ってみれば極限性能に劣化はないのか。例えば東京電力福島第一原子力発電所事故を意識すれば、格納容器のペネ（ペネトレーション（貫通部））なんか、あれが加圧破損なのか加温の影響が大きいのではないかと。加圧破損、加温破損は決して独立して分離できるものではないけれども、ではペネはどうなのですかと。そういった事故をきっちり意識して議論をしてほしいと思います。

これまでのところ、どうですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

今、更田委員長から言われた意識変化とか事故時の極限とかというのは、議論している中で双方に感じられるという状況までの議論はできていないような感じがしていますので、

今日言われたことも踏まえてまた意見交換につなげていきたいと思います。

○更田委員長

是非よろしくをお願いします。

高経年化技術評価は、（福島第一原子力発電所）事故の前からものすごく長い歴史を持っているのだけれども、蓄積があるからこそ、逆に言うとかつてのマインドセットに固まってしまう可能性があるのも、そこは十分しっかり意識をしてやってもらいたいと思います。

ほかによろしいですか。

伴委員、それからその後に石渡委員。

○伴委員

ATENAとの意見交換ですけれども、取りあえず始めてみようということでやっているとは理解しています。

2つお聞きしたいのですけれども、一つは、実際にこれをやることで原子力規制庁として技術的観点から得るものといいますか、参考になるものがあるのかということ。

もう一つは、実務レベルと言っていますけれども、実務レベルというのは非常に抽象的な言葉なので、双方の出てくる人間がかみ合っているのか。

その2点を教えてください。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

まず、議論によって得るものという質問ですけれども、1つは、高経年化の技術に関して、事業者側でいろいろとコンクリートとか、ケーブルもそうだったのですけれども、電力側の方でいろいろな研究をしていて、その情報が我々の方に共有できたというのは得るものがあつたと思います。

意見交換の中でも、今後もスケジュールとか、どういうふうの結果を実機につなげていくとか、そのようなものも情報の共有をしていくべきではないかという話がありましたので、そういうところは一つ得るものがあつたかと思います。

参加されている方のレベルがというのは、自分としては議論しているときに、議論の内容でかみ合わないとか答えられないなどというのは感じていないのですけれども、佐々木企画調整官、何かありますか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課の佐々木です。

出席している先方も、電力、プラントメーカーの実際の担当している方ですので、我々の技術的な質問に対してそれなりの回答をしてくださっていますので、そういう意味では、こちら側も高経年化技術評価を審査している人間や、あるいは専門検査（部門）に出ていますので、かみ合っていると思っております。

○伴委員

ありがとうございました。

○石渡委員

この資料の一番後ろの6ページに別添2として、主な論点としてアルカリ骨材反応とか凍結融解とかという話が出てきているのですけれども、これは何か具体的にアルカリ骨材反応によって、稼働中ないし申請中の原子力発電所で問題が起きているということなのか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

これまで高経年化技術評価で個別のプラントの審査をやっているのですけれども、その中では、結果としてはアルカリ骨材反応で問題があったとか、そういうものはないという結果になっております。

○石渡委員

これが主な論点になっているというのはどういう理由なのか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

分類学になるのですけれども、アルカリ骨材反応が、運転していようが止まっていようが、時を経れば進んでいくということは事業者の方もそのように、運転停止に関わらずという説明をしているのですけれども、最後の整理が、アルカリ骨材反応であれば（別添2の）表の一番下の長期停止期間中に発生・進展が想定されない、あるいは極めて小さいところの整理になるのだと言っておまして、我々はそれは少々整理が違うのではないかと、現象としての技術的な評価においてはギャップはないものと思っているのですけれども、最後の分類というところが認識のギャップになっているということです。

○石渡委員

分かりました。では、具体的に何か問題が起きているということではなくて、要するに事象認識の枠組みがこれは少し違っているのではないかという意識でこの資料を作ったということですね。分かりました。

○更田委員長

ほかに。

よろしいですか。

あと、別添1にメンバーが書かれているけれども、これはどこまでがATENAなのか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

（先頭の）富岡理事から金井副長と書かれているところまではATENAの専属のスタッフといたしますかATENAの職員ということで、それから下のワーキンググループ委員（WG委員）となっているのはそれぞれ各電力やメーカーの方なのですけれども、ATENAの方で今回のため

に委員に任命をされていて、それでこの議論に参加している方となっております。

○更田委員長

ワーキンググループというのは、ATENAのワーキンググループですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

はい。ATENAのワーキンググループです。

○更田委員長

原子力規制委員会なり、原子力規制庁とどここの意見交換とやるとするでしょう、その「どこどこ」というのがワーキンググループというのを設けて、そこの委員にしてしまえばこの場に参加できるということになったら、何でもできますよね。ATENAは出来たての施設（※正しくは、組織）だから仕方がないし、ATENAがそもそも電力、メーカーの人に来てもらってできているものだからこの事例が悪いとは言わないけれども、余り褒められたやり方ではないですよ。しかもATENAは産業界の技術的な見識や見解や意見を代表できる組織としてそこを目指しているのだから、すぐには言わないけれども、この場はATENAの人たちがしゃべっていて、WG委員の人たちはそれをおとなしく見ているのですか。それとも、どちらが主役なのですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

森下です。

どちらが主役というのではなくて、みんなそれぞれ均等といいますか、それぞれ発言したいことを発言されています。

○更田委員長

これはすごい人数ですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

はい。でも意見交換は結構活発になっています。

○更田委員長

ATENAに代表させるのであれば、産業界はATENAが代表して行くのですというATENAの設置目的に照らすと、現状満足のいく状況ではないと言わざるを得ないですよ。これを見ると。

どうぞ。

○田中委員

先ほど伴委員からもあったのですけれども、ATENAとの意見交換の相手として、ATENAが本当にできるかどうかということも意識しながらこれをまず1個目にやってみたと思うのですよね。そのときには、向こうにもしっかりとその辺の我々がどのような認識を持ってこれをスタートしたのかということや、またメンバーは、先ほど（ATENAに）専属ということがありましたけれども、多分いろいろなところと併任になっている人が多いと思うのです。将来的にはアメリカのNEI（米国原子力エネルギー協会）を目指すんだったら、すぐにそこまで行かなくてもいいのだけれども、彼らも注意してメンバーとか発言する人とかを

やってもらっておかないと、我々として本当に意見交換できる相手かどうかというところの判断にも反映されると思いますので、しっかりやってもらいたいと思います。

○更田委員長

これは報告を頂いたということでよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、引き続きしっかりやっていただければと思います。

ありがとうございました。

本日最後の議題ですけれども、6つ目の議題、「令和元年度第4四半期における専決処理について」。説明は児嶋総務課長から。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、令和元年度第4四半期における専決処理の結果につきまして、私から御報告いたします。資料6-1に沿って御説明させていただきます。

令和元年度第4四半期におきまして専決処理案件は合計176件ございました。全体の数で見ますと120件程度あるのが通常でございます、それより50件程度増えております。

主な理由ですが、昨年、発電用原子炉以外の原子力施設、研究炉、使用施設、加工施設等に信頼性確認制度が導入されました。これを受けて、それぞれの施設の核物質防護規定の変更認可が本年3月にまとめて行われております。これが50件程度増えた理由でございます。

それでは、それぞれ個別に御説明させていただきます。

まず、1.の(1)、原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係は18件ございました。それぞれいろいろな理由がございますけれども、その例にありますのがいわゆる六ヶ所村のウラン濃縮工場でございます。新規制基準に係る保安規定の変更認可申請でございまして、今回の176件中これが一番古い申請の平成26年のものでございました。新規制基準関係の審査がずっと進みまして、今回保安規定の変更認可に至ったものでございました。

(2)、核物質防護規定の変更の認可関係、原子炉施設の関係ですけれども、全体では51件ございました。うち18件が、先ほど申し上げた研究炉等への信頼性確認の導入に係るものでございました。

(3)、実用炉の使用の期間及び方法の承認関係は4件でございます。これはいずれも関西電力関係でございました。高浜発電所と美浜発電所が1件ずつで大飯発電所が2件と、関西電力の工事が進んでいるという形でございました。

(4)、今度は実用炉の使用前検査の省略の指示関係、これは2件でいずれも高浜発電所の周辺監視区域の変更に係るものでございました。

(5)、溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係が15件。うち11件は溶接安全管理

審査に係るもので、いずれも評定は「良」になっております。また、4件が定期安全管理審査に係るもので、評定としましてはおおむね自律的かつ適切な実施体制であったというものでございました。

(6)、廃止措置計画の変更の認可関係は4件です。その上にありますとおり、原子力発電所の関係が3件でございました。残り1件は東海再処理施設に係るものでございまして、これは別表の資料6-2を御覧いただきてよろしいでしょうか。今回通し番号が入っておりませんで大変恐縮ですが、資料6-2でいくと17ページでございまして、「17/32」と書いてありまして、(机上の)タブレットの方でいきますと「20/35」、20ページ目でございます。

一番下でございますが、東海再処理施設に関しまして、平成30年11月に廃止措置計画の変更認可申請がございました。この中で、安全対策に係る基準地震動や基準津波等が示されておきまして、これを踏まえまして平成30年12月19日の原子力規制委員会におきまして審査方針を御議論いただき、御了承いただいております。その審査方針に基づいて審査され、今年2月に認可したものでございます。結果として申し上げます。

また資料6-1の1枚目にお戻りいただきてよろしいでしょうか。

一番下でございます(7)です。核燃料物質の使用の変更の許可関係。これは6件ございました。これはもろもろございますけれども、例にありますのは京都大学の使用施設で、新たに核燃料物質を使用することに伴って、種類や数量の変更を行うものでございました。

2ページ目でございます。一番上の(8)、核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係は2件でございました。これもいろいろありますけれども、片方は(日本原子力研究開発機構の)原科研(原子力科学研究所)の周辺監視区域の変更に伴う保安規定の変更認可でございました。

その下、(9)でございます。核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係。これも冒頭申し上げました使用施設への信頼性確認の導入に係るものが34件全てでございました。

(10)は核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係が1件です。その例にございますとおり、核燃料物質を個人で所有されていた方が、お年を召したので大学に寄附するために廃止措置の申請があったものでございました。

その下の(11)でございます。国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係は13件、通常と同じく主要測定点の新規設定に伴うものが7件と、それ以外には組織変更等に係るものでございました。

(12)でございます。指定情報処理機関等の事業計画等の認可関係3件。これは全て核物質管理センターに係るものでございます。指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関としてのいろいろな事業計画や予算の認可に係るものでございました。

(13)は福島第一原子力発電所の実施計画の変更の認可関係10件。うち3件は設備の変更に係るもの、ほか4件は防護措置の変更に係るもの、それ以外は組織の変更に係るもの

でございました。

(14) でございます。福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係。これは1件で、例にありますとおり処理水の貯槽を新たに設けたものに関して、その一部を使用承認したものでございました。

大きな2番目(2.)、電気事業法関係は1件でございます。(15)にありますとおり、美浜発電所3号機のうちの炉内構造物の運搬用容器につきまして、一部使用承認をしたものでございました。

続きまして、3ページ目です。3番目(3.)の放射性同位元素等の規制に関する法律関係は全部で11件。大体通常どおりの件数でございました。

(16)にありますとおり、放射線同位元素等の使用の許可又は変更の認可関係が10件でして、うち9件は放射線発生装置や直線加速装置の追加設置に係るものでございました。

最後に(17)特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係が1件。今回は国立大学法人東海国立大学機構に、国立(大学法人)岐阜大学が吸収合併されるために、その特定使用者としての地位の承継に係るものでございました。

内容としては以上でございます。

追加で御説明申し上げますと、1枚目(1ページ)に戻っていただきまして(3)、(4)、2ページ目の(14)(※正確には(15)も)でございます。いわゆる使用の期間及び方法の一部承認の関係か、使用前検査の省略の指示関係につきましては、本年3月30日の定例会議で文書管理要領(原子力規制委員会行政文書管理要領)の改正を御決定いただいた際に、これらの内容が常に判断が定型化しておりまして、それを踏まえて、長官専決から報告を不要とする(原子力規制)部長専決にさせていただくということで御了解いただいております。

また、(5)の溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係も、同じ本年3月30日の文書管理要領の改正を御決定いただいた際に、原子力規制検査の一部となったということで、今回は検査それ自体、又は定期安全管理審査等が廃止されますので、これらにつきましても専決事項から外させていただいております。

そういうわけで、先ほど申し上げた(3)、(4)、(5)、(14)(※正確には(15)も)の関係につきましては次回、令和2年度の第1四半期の専決処理からは報告が行われないこととなりますので、申し添えさせていただきます。

私からは以上となります。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

私から2点。(6)の廃止措置計画の変更の認可関係、別表(資料6-2)で言うと94番ですけれども、東海再処理施設については検討チームでの議論を見ても大きな進展があったので、これについては近いうちに原子力規制庁から進行状況について報告をしてもらいたいと思います。

もう一つは、（資料6-2の）通し番号で言うと137番、（資料6-1の）（10）は大学に協力を頂いた案件ですね。確か大阪大学だったですかね、正しいですか。（事務局首肯）これは個人の方からのお申出もあって、原子力規制庁職員が随分駆け回ってくれて、幸いにしてその個人の方に過度な負担にならないような解決策を見つけてもらって、その上で大阪大学にも御協力を頂いたということなので、これは駆け回ってくれた原子力規制庁職員もそうだし、特に大阪大学についてはこの場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

ほかに何かありますでしょうか。

では、本件については報告を受けたということで、ありがとうございます。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。金子審議官。

○金子長官官房審議官

恐れ入ります。原子力規制庁審議官の金子です。

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析の関係で、進捗の情報共有をさせていただきます。

以前（本年4月8日）、原子力規制委員会の機会に水素爆発が起きた際の映像の分析をして、少し調査班に役立てたいというお話をさせていただきました。その準備が進みまして、先週の段階で日本テレビ放送網株式会社と株式会社福島中央テレビ、これが映像の保有者でございますけれども、正式に協力を依頼して、受けていただきました。したがって、これからその画像を活用した検討をさせていただくとともに、先方でいろいろ技術的な、例えば画像の鮮明化や色の分析、建物の変異がどれぐらいあるのかということ計測するといったことも併せて、技術的御協力を頂きながら分析をしてまいりたいということで、作業を進めてまいりますので、念のため御報告させていただきました。

以上です。

○更田委員長

御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。

ありがとうございました。